

○東総地区広域市町村圏負担金審議会規約

(目的)

第1条 この会は、東総地区広域市町村圏（以下「市町村圏」という。）内の各市から支出する負担金および寄附金（以下「負担金等」という。）により運営される各種団体、協議会等（以下「各種団体等」という。）の適正かつ効率的な活動を期し、圏域内の各市財政の健全な運営に資することを目的とする。

(名称および組織)

第2条 この会は、東総地区広域市町村圏負担金等審議会と称し、市町村圏内の各市の財政担当課長をもって組織する。

(役員)

第3条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 4 会長、副会長は、組織員の互選により定める。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第4条 この会は、目的を達成するため、首長会から諮問のあった案件について、次の各号により検討し、これを首長会に答申（別記様式）すること。

- (1) 各種団体等に対する負担金等の金額調整
- (2) 各種団体等から負担金等の申請があった事業等に関し、総合的な調整を図るとともに、各種団体等の設置、運営、統合および廃止等の助言、勧告

(会議)

第5条 この会は、定例会および臨時会とし、会長がこれを招集する。

- 2 この会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 定例会は、翌年度の負担金等を一括審議するため、年1回開催し、臨時会は、

必要の都度開催する。

- 4 定例会は、組織員全員出席しなければ原則として開くことができない。ただし、臨時会は、負担金等を支出する当該市の組織員全員の出席があれば開くことができる。

第6条 会長は、審議案件を提出した各種団体等に対し必要に応じ説明のため、会議に出席を求めることができる。

(事務所および事務処理)

第7条 事務所は、市町村圏事務組合内に置く。

- 2 この会の事務ならびに会計は、市町村圏事務組合事務局を充てる。

(経費)

第8条 この会の経費は、関係市の負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和47年9月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。